

議案第60号

山都町営グラウンド条例の一部改正について  
山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月5日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

御岳グラウンド及び御岳第2グラウンドを廃止することに伴い、山都町営グラウンド条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例

山都町営グラウンド条例（平成17年山都町条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1 御岳グラウンドの項及び御岳第2グラウンドの項を削る。

別表第2中「御岳グラウンド、御岳第2グラウンド」を削り、第1グラウンドの項及び第2グラウンドの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

山都町営グラウンド条例(平成17年条例第77号)新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)					
名称			位置			名称			位置		
御岳グラウンド			山都町野尻1000番地								
御岳第2グラウンド			山都町野尻1000番地								
名連川グラウンド			山都町黒川922番地			名連川グラウンド			山都町黒川922番地		
清和グラウンド			山都町仮屋376番地			清和グラウンド			山都町仮屋376番地		
木原谷グラウンド			山都町木原谷235番地			木原谷グラウンド			山都町木原谷235番地		
馬見原グラウンド			山都町滝上460番地			馬見原グラウンド			山都町滝上460番地		
下矢部西部グラウンド			山都町猿渡1850番地			下矢部西部グラウンド			山都町猿渡1850番地		
小峰グラウンド			山都町小峰1385番地			小峰グラウンド			山都町小峰1385番地		
別表第2(第13条関係)						別表第2(第13条関係)					
1 御岳グラウンド、御岳第2グラウンド、名連川グラウンド、小峰グラウンド使用料						1 _____名連川グラウンド、小峰グラウンド使用料					
区分	5時から12時まで	12時から19時まで	19時から2時まで	電気料(1時間まで)	備考	区分	5時から12時まで	12時から19時まで	19時から2時まで	電気料(1時間まで)	備考
野球	1面につき 2 30円	450円	130円	820円	1 1時間未満は1時間とみなす。	野球	1面につき 2 30円	450円	130円	820円	1 1時間未満は1時間とみなす。
ソフトボール	1面につき 1 90円	320円	130円	820円	2 町民以外	ソフトボール	1面につき 1 90円	320円	130円	820円	2 町民以外
サッカー	1面につき 1	320円	130円	820円	の使用の場	サッカー	1面につき 1	320円	130円	820円	の使用の場

	90円				合は倍額とする。	
その他の球技	1面につき 30円	1	190円	130円		820円
第1グラウンド	全面につき		2,200円	130円		820円
ンド	1,100円					
第2グラウンド	全面につき		510円			
ンド	450円					

2 清和グラウンド、馬見原グラウンド及び下矢部西部グラウンド使用料(夜間照明のみ)

区分	1時間当たり	備考
清和グラウンド 全面	870円 <sup>1</sup>	1時間未満は、1時間とみなす。 町民以外の使用の場合は、 倍額とする。
馬見原グラウンド 全面	870円 <sup>2</sup>	
下矢部西部グラウンド 全面	870円	

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

	90円				合は倍額とする。	
その他の球技	1面につき 30円	1	190円	130円		820円

2 清和グラウンド、馬見原グラウンド及び下矢部西部グラウンド使用料(夜間照明のみ)

区分	1時間当たり	備考
清和グラウンド 全面	870円 <sup>1</sup>	1時間未満は、1時間とみなす。 町民以外の使用の場合は、 倍額とする。
馬見原グラウンド 全面	870円 <sup>2</sup>	
下矢部西部グラウンド 全面	870円	

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

御岳第一グラウンド





御岳第二グラウンド

